

かつて毒ガス製造が行われた広島県大久野島でのガイド実践報告の第2報です。本レポートでは、平和運動を過去への謝罪で終わらせず、戦時動員を「国による究極の不当労働行為」と捉え直して足元の労働環境へ結び付けるアプローチを提起します。地域におけるガイド育成や自身の案内実践を検証するとともに、これまで欠落していた当事者や家族への配慮という「死角」を見つめ直し、今後の運動の深化について提言します。

大久野島ガイドから見たこと —— 観光と訪問税と毒ガスと ——

広島県本部／竹原市職員労働組合 松崎 理恵

1. はじめに

2年前の地方自治研究集会において、大久野島毒ガスフィールドワークガイドをしてきて、感じたことなどのレポート発表をしました。その後、大久野島を取り巻く状況は大きく変化し、それに伴い自分の考え方なども変化しつつあります。

本レポートでは観光・平和・労働運動の3つの視点から、考察した「制度の境界線」と「労働組合における平和運動のありかた」について、自治体現場やフィールドワークガイドで生じている葛藤を交えながら報告します。

2. 揺れ動く「ウサギの楽園」の裏側 —観光と環境整備の限界—

(1) 毒ガス製造の歴史をめぐる状況

① 大久野島のガイド養成講座の開講

大久野島の毒ガス遺構をめぐる動きとして、2024年度に竹原観光まちづくり機構（通称：竹原DMO）でガイド養成講座が実施されました。このガイドは観光ガイドがメインですが、2時間サイクリングをしながら観光だけでなく、島の「光と闇」に触れるガイドを養成しているそうで、6月20日現在では4人の方が新たにガイドを担ってくれています。

今後はガイド養成講座、という形ではないけれど、ガイドツアーを通じてガイドを随時養成していく予定としている、と聞いています。

ガイドツアーは予約制とはなっていますが、今までよりも観光客が気軽に学ぶ環境は整いつつあります。

② 戦後80年記念展示

昨年は戦後80年を記念して、市役所庁舎の会議室において約1か月間、大久野島と戦争の関わりの写真展示を行いました。来庁者だけでなく、原水禁世界大会広島大会と合わせてだと思いますが海外からの視察団も訪れたようです。私自身も初めて知った情報などもあり、大変勉強になりました。展示された写真を今後のガイドに使えないか、担当課に依頼しようと思っはいるのですが、仕事や組合活動の多忙さを理由になかなか行動に移せていません。

また、私も含め昼休憩などに展示を見に来た職員も多く、市民・職員の関心が高まりましたが、それだけに老朽化が進む毒ガス遺構の今後をどうしていくのか、という現実的な課題がより明確になったように感じます。



戦後80年記念展示の様子

(2) ウサギをめぐる状況

① そもそもなぜ大久野島にウサギが？

現在、大久野島は「ウサギの楽園」として国内外を問わず有名となっています。毒ガス製造において実験でウサギが使用されたそうですが、終戦直後の毒ガス関連施設の処理の際に殺処分されたともいわれていますし、そもそも島の大部分に毒ガスの影響が出ている中でウサギのような小動物が無事に生き延びたということも考えにくいことから、現在のウサギたちは毒ガス製造に関連したウサギの子孫という可能性は限りなく低いと考えられています。

今いるウサギの起源は諸説ありますが、最も有力な説は地元の小学校で飼育されていたものが放され野生化・繁殖したというものです。島には特に天敵となるような動物もいないことから繁殖につながった、と言われていますが、近年ではイノシシが大久野島で出没しているのを目撃していますので、ウサギにとって安全ともいえない状況になっているのかもしれません。

② 人間に振り回されるウサギ

2025年1月、衝撃的なニュースが全国を駆け巡りました。「ウサギの楽園で『虐待死』」。実に99匹ものウサギが滋賀県在住の20代男性による虐待で死亡したというものです。大久野島のウサギは人懐っこいものが多く、人間を見るとえさがもらえんと思って近寄ってくるものばかりです。ストレスが溜まっていたのかもしれませんが、人懐っこいウサギに対して、「反応が見たかったら」と蹴飛ばすことや口に異物を入れるなどの行為は到底許すことはできないものです。

しかし、大久野島のウサギはこの事件に限らず人間に振り回されて続けています。

例えばコロナ禍では行動制限などから大久野島への観光客が大幅に減少しました。その際は定期的に「渡航客が少なくなって餌がもらえないからウサギが減っている」という新聞報道がされています。このように「命あるものとして手厚く保護すべき」という強い主張がある一方で、キャパシティを超える個体数のため縄張り争いでけがをしている個体も多くいたことから、「野生動物として適正な個体数に管理すべき」という強い主張もあり、ウサギの扱いを巡っても市民や観光客の価値観は大きく分かれています。

こうしたことから悪意ある人による事件も含め、大久野島のウサギは人間に振り回されているといっても過言ではありません。

現在の大久野島は、ウサギという『癒しの光』と、毒ガス遺構という『負の闇』の両面において、多様な思惑を持つ人々が交錯する場となっています。誰にとっても正解が見えにくい中で、安易な一石を投じれば多方面からの反発を招きかねない、きわめて高度な調整が求められる特殊な環境にあると言えます。

(3) 大久野島の環境整備について

① 訪問税導入の検討と白紙化

竹原市は2025年8月に「大久野島訪問税」を2028年度以降に導入することを検討する旨の発表を行いました。これは近年の大久野島への観光客の増加に伴い、持続可能な観光資源の保全と活用、前述のウサギ虐待死事件をはじめ、放置された餌などのごみ問題といった安全な受け入れ環境の整備が課題

となってきたためです。訪問税は大久野島の環境整備とインバウンドに対する受け入れ態勢の解決に充てることも視野に入れて検討を重ねてきたのですが、2026年度当初予算において関連経費の計上を見送り、訪問税導入検討はいったん白紙となりました。

② 訪問税導入へのハードル

なぜ訪問税導入検討が白紙となったのかというと、大久野島をめぐる調整が不足していた、ということに尽きます。

大久野島の大部分は環境省所有の国有地であり、瀬戸内海国立公園の一部でもあります。そのため、自然公園法や国有財産の管理に関する法的調整も必要です。そして法定外目的税を課すにはその土地の管理者との受益・負担の整理も必要です。当初、竹原市では「訪問税を導入する。そのための検討委員会を立ち上げて、目的や使途を検討委員会で定める」と考えていたようですが、本来は、目的・使途があって、その財源確保のために法定外目的税を設定する、というのが筋です。そこを受け入れ環境の整備や持続可能な観光資源の保全等といった課題解決を急ぐあまりに、法的な整理をはじめとする庁内調整をも後回しにして、導入検討の発表にいたったという勇み足があったように思います。

しかし対象地が国有地であるわけですから、目的や使途を明確にできないまま、国との調整・整理をすることを踏まえた庁内調整も不十分である以上、この状況で進めていくことは困難だ、一度立ち止まる必要がある、という判断になったのです。

フィールドワークガイドを行う私としては、毒ガス遺構の保存にかかる財源として訪問税を活用してほしい思いもあります。訪問税の使途が明確にならないまま白紙となったので、あくまでも私の願望にすぎません。しかし、国は「毒ガス施設を保存しない」という姿勢を変えていない以上、竹原市がそれを目的として勝手に動くというのはリスクがあるだろうとも理解できます。前述のウサギに関する部分でも触れましたが、ウサギの扱いのみならず毒ガス遺構の扱いにも多様な意見がある中で、誰に負担を求め、誰に受益があるのかという合意形成の難易度が、関係者が多岐にわたるうえ、所有者が国ということから、一自治体の限界を超えているのだと思います。個人的には大久野島の所有者は国、毒ガス製造の責任も国、だから、本当は国が毒ガス遺構の保存をする方向に方針転換してほしいですし、島内の環境整備も国に担ってほしいという思いがどうしてもぬぐえないのも率直な意見です。

3. 平和運動と労働運動

(1) 被爆者援護と毒ガス障害者支援の比較

約15年前、私と業務で被爆者援護法に関する事務に従事していたことがあります。その時の経験から被爆者と毒ガス障害者に対するそれぞれの国の施策について比較します。

① 原爆裁判と被爆者援護法から

ちょうど2年前のレポート発表のころ、NHK朝の連続テレビ小説「虎に翼」が放送されていました。主人公のモデルは三淵嘉子さんです。彼女は「原爆被爆者の損害賠償請求事件（通称：原爆裁判）」に裁判官として関わりました。

この裁判は被爆者が「アメリカによる原爆投下は国際法違反である」とし、日本政府を相手に損害賠償を求めたもので、判決としては国への賠償自体は棄却されましたが、「原爆投下は『国際法違反』であると断定」「戦争という国家の行為によって国民が被った損害に対し、国は十分な対策を講じる政治的責任がある」といった内容は画期的なものです。法律の限界から賠償こそ認められなくても、被爆者の苦しみを放置する政治の怠慢を厳しく指摘し、「国の政治的責任」を明文化したことが、原爆被爆者援護法の制定や公的支援へつながる足がかりとなったことは、言うまでもありません。被爆者援護法に関する事務をしていたころは、このような法制定の背景は知らなかったのですが、このドラマのおかげで私を含めた多くの方が被爆者援護法の制定にいたる背景を知ることになったと思います。

② 毒ガス障害者と「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」

被爆者には医療費の自己負担がほぼないなどの支援がある一方、毒ガス障害者は定められた疾病以外は自己負担があるなど、被爆者と毒ガス障害者のそれぞれへの支援には違いがあります。手当の金額などについては被爆者と同等であるものも多いですが、葬祭費支給は被爆者のみであるなど、呼吸器などに困難を抱えながら生き抜いた毒ガス障害者に対して、不十分ではないかと思える違いもあり

ます。

この違いは、被爆者援護は法律である被爆者援護法を根拠としているのに対し、毒ガス障害者支援はあくまでも『要綱』による『行政措置』に留まっているからです。

なぜ被爆者は「法律」で支援され、毒ガス障害者は「要綱」どまりなのでしょう。

③ フィールドワークガイドをする中での違和感

フィールドワークガイドの前段で行われる講話を毒ガス障害者当事者が担うことが困難となって数年が経ち、現在は毒ガス障害者に寄り添いながら毒ガス製造の過去を学んできた方が講話をしています。

実はこの方の講話の中で違和感を覚えた言葉があります。

「被爆者は援護法を作ってもらえた。毒ガス障害者は『自分たちは国に命じられて毒ガスを作って、障害を持つことになった』『次は自分たちが救ってもらえる番だ』と期待したのに、未だに援護法を作ってもらえていない！」という趣旨の言葉です。

この2年間で前述の「虎に翼」をきっかけに原爆裁判から被爆者援護法制定への背景を表層的にでも学んだ私からすると、「では、毒ガス障害者も国に対して裁判とか起こしたのかな。それならその言い分も理解できるな」と思い、調べることにしました。結果、全判例を調べることはできず、わかる範囲にはなりますが、原爆裁判のような世論喚起できるような裁判例は見つかりませんでした。もしかしたら私の調べ方が悪いのかもしれませんが、裁判をしても世論喚起できるような取り組みにならなかったのかもしれませんが。終戦時に「資料をもっていたらGHQに処罰される」と軍から言われたことで資料を破棄した方も多いとのことですので、毒ガス製造に携わったことを証明する手段がなく、裁判を断念したのかもしれませんが。あるいは人を傷つける「加害者」であることを自ら公表することにつながるとためらう方もいたでしょう。さまざまな要因があるにせよ、この「裁判例があるか調べても見つからなかった」ということは、国に法律制定をさせるまで取り組んでいないということとも言えます。

大久野島で作られた毒ガスは中国大陆へ持ち込まれ、終戦直後には日本軍が遺棄していったと言われています。この遺棄された毒ガスの処理に対し、日本政府は国際条約に基づき多額の国費を投じて遺棄化学兵器処理事業が行われています。しかし国外へは法的な対応をしている一方、国内の毒ガス障害者に対する法整備はなされていません。この不均衡をただすための「法的な闘い」が国内では十分に積み上げられてこなかったのではないのでしょうか。被爆者は、『要求（裁判）して勝ち取った権利』という援護を得ましたが、毒ガス障害者は勝ち取ったというよりは『行政から与えられた要綱という恩恵』での支援に留まっているということでしょう。冷たい言い方かもしれませんが、普段の労働運動を通じて「本当に実現したいことがあるならば、要求し続け、闘わなければ勝ち取ることはできない」ということを身に染みて感じている者としては、「国が法律を作ってくれない！」と声高に言うのは『甘えている』とも思えてしまいます。「要求し続けなければ権利を失うことがある」ことを実感している私としては、この被爆者と毒ガス障害者を取り巻く状況の違いは、現代の労働組合に向けた警鐘でもあると思え、賛同はしかねるのです。

4. 「闘わなければ勝ち取れない」というメッセージを伝えるガイド

「声を上げないのは賛同しているとみなされる」。これは私が広島県本部女性部で行っているオキナワ平和学習で出会った白梅学徒隊の故中山きくさんのお言葉です。この言葉は基地建設や沖縄に負担を強い続ける政府に対する言葉なので、もしかしたら引用する場面としてふさわしくないかもしれませんが、私自身、前述の賛同しかねる「国が法律を作ってくれない」という言葉に対して、何も言わない、伝えないというのはフィールドワークへの参加者に対し、私も賛同していると捉えられてしまいますし、私がガイドするフィールドワークの参加者は民間も含めた労働組合の組合員さんがメインです。この平和運



大久野島通信壕跡前でのガイドの様子（筆者）

動が労働運動にも通じるものがあることを伝えたいと考えました。

そのため、私がガイドする中では、この被爆者援護法との比較と成立の背景の違いについて説明した後、「自分の主観にはなってしまうが、『本当に実現したいことがあるならば、要求し続け、闘わなければ勝ち取れない』。皆さんも自分の組織に戻った時には、この言葉を思い出してもらいたい」というメッセージを伝えることにしました。このメッセージを伝えだしてから、参加者からは「この言葉が一番心に残った」「単組の機関紙で報告する」という言葉をもらうようになりました。この体験は平和運動が労働運動、とりわけ自治労運動の柱の一つなんだということを実感することができました。

5. おわりに ―これからの平和運動への提言―

なぜ私が「国が法律を作ってくれない」という言葉に違和感を覚えたのか。それはガイドを始めた頃、過去の加害への謝罪に終始するスタンスに対し、フィールドワーク参加者から「いつまで謝り続けなければならないんだ」と反発されたことや、「平和を訴えて何か変わるのか」と組合を脱退した同僚の言葉が原点にあります。なぜ平和運動に取り組むのか。政治的にも極力フラットな立場で学びなおす中で、本質は謝罪の継続ではなく、過ちを「繰り返させないこと」だという考えに至ったからです。

ひとたび戦争に巻き込まれれば、私たちの労働運動は根底から破壊されます。大久野島で毒ガス製造に従事した方々は、国策の名のもとに十分な安全管理もなされない現場へ動員されました。戦時下では職業選択の自由も生存権も認められないという、国による究極の不当労働行為がなされるのです。

しかし、本報告をまとめた直後、身近な組合員との対話から自らの「死角」に気づかされました。闘わなかったから要綱に留まった、と一刀両断するだけでは、被害者であると同時に「加害者」の側面も背負わされ、身内にすら沈黙を強いられた当事者や家族の深い苦悩への想像力が欠けていたのではないかと、という反省です。事実の一つですが、真実は人の数だけあります。

平和運動を「過去への謝罪」で終わらせず、足元の労働環境に結び付ける地道な取り組みは不可欠です。今後は、これまで抜け落ちていた当事者や家族の心の内にも真摯に向き合い、この運動をさらに深めていく取り組みを続けていきます。